

個人住民税の現年課税化について

令和2年度 個人住民税検討会における意見

(1) 企業の事務負担

- ・ 所得税の年末調整の電子化で導入されるソフトウェアの入力支援機能を充実させることで個人住民税の年末調整を同時に行うことが可能となり、マイナンバーの利用率にもよるが、企業の事務負担も一定程度は軽減可能になるのではないか。
- ・ 個人住民税においても、所得税のいわゆる年調ソフトを使用した年末調整を参考に、eLTAX のシステム改修により特別徴収義務者の事務負担を軽減し、年末調整を行うことが可能ではないか。
- ・ 個人住民税の現年課税化によって、企業が実質的に徴税の代わりにほとんど全てすることになり、今まで以上に課税の事務負担を企業に依存することとなる。働き方の多様化が進む中で収入源が複数ある人たちも出てきており、電子化でどこまで簡単になるのだろうか。
- ・ 所得税の年末調整の仕組みは源泉徴収義務者に過度な負担を強いており、この仕組みを簡素化することが必要ではないか。
- ・ 電子化などによる事務負担の軽減は見込まれるものの、企業におけるシステム改修やマイナンバーの管理コストが生じ、個人住民税の年末調整作業により事務負担が増加することが懸念される。また、副業やふるさと納税により自ら確定申告する者も増加しており、企業がそれらを把握することは困難である。
- ・ 毎年の消費税の影響調査では、ほとんどの中小企業の経理事務は1人、売り上げ1億円超の企業も半分は1人という状況であった。こうした中で、デジタル化の重要性も理解するが、事務負担の増加を懸念する声も聞かれた。
- ・ 年末調整による事務負担の増加については現年課税化に向けた移行における問題ではなく、完全に自動化されない限り、計算結果の検証など、事務負担は相当かさむことになる。

(2) 1月1日現在の住所の把握

- ・ 企業におけるアンケートは、住所地の把握が容易になった場合を前提としたものだが、こうした仮定をおいても懸念が出ている。住所地の把握など現実の下で運用されると難しいと思うので、少し慎重に検討していく必要がある。
- ・ 各源泉徴収義務者が従業員の1月1日現在の住所を把握することは不可能とは言えないので、従業員の利便や年末調整の電子化による全体の事務軽減の程度等を比較考量して議論できると良い。

令和2年度 個人住民税検討会における意見

(3) 地方税共通納税システムの活用

- ・ 地方税共通納税システムの発展によって現年課税化が現実的になっており、事務負担の軽減についての詳細な検討が加えられてきたことによって、所得税方式についての現実性が増している。
- ・ 現年課税化の検討において、地方税共通納税システムが動き出したことは大きなステップであり、地方税共通納税システムで出来ること・出来ないことを把握することが直近の課題である。
- ・ 企業が地方税共通納税システムを通じて納税する際、将来的には、企業が市町村ごとに振り分けて納税するのではなく、マイナンバーを活用することにより各従業員の1月1日住所地を把握し、企業が一括して納税することも考えられるのではないか。

(4) 市町村における還付事務

- ・ 市町村における還付事務において、還付先の口座を把握することは大事であり、金融機関側のシステムから突合出来ている正確な本人口座情報が提供されると、大幅に事務負担は軽減され、納税者の利便性は向上する。
- ・ 還付・徴収事務はマイナンバーに紐付けられた個人口座で行うことが望ましい。
- ・ マイナンバーと個人の口座が紐付けば、自治体と納税義務者の間で還付手続がスムーズに行くのではないか。

(5) 課税データを活用している各種制度への影響

- ・ 現年課税化後も個人住民税の確定時期が5月から6月辺りとする、各種社会保障制度への影響はあまりないと考えられるが、超過課税や減税を実施している地方団体においては、追徴・還付がほぼ漏れなく発生することとなり、課税事務そのもののスケジュールに影響が出る可能性がある。
- ・ 課税データを活用している各種制度への影響については、賦課課税方式にせよ申告納税方式にせよ、マイナンバー制度の普及と活用によって対応可能である。

(6) 所得税方式について

- ・ 個人住民税について所得税方式を採用した場合、個人住民税の課税は申告納税方式・賦課課税方式のどちらか、企業は特別徴収義務者・源泉徴収義務者のどちらか、納税義務の範囲、賦課課税方式のままで税額が確定していない状態で年末調整することをどのように捉えるのか、といったところについて、今後整理が必要である。
- ・ 生命保険料の支払額は年末までの見込みであるため、その後に解約等があれば再年末調整が必要となる。また、扶養が外れることにより扶養控除や配偶者控除が変わることもある。このように、年末調整で一時的に税額を確定させることは難しいのではないか。海外には年始調整を行っている国もある。

(7)個人住民税の確定申告

- ・ 現年課税化への切り替えにおける負担を誰が負うのかが焦点になる。納税義務者の負担は増えるが、確定申告をすることは納税意識を高めるところにおいては重要なのではないか。
- ・ 企業が現年課税化に伴ったすべてを負担することは難しいと考えると、納税義務者に個人住民税の確定申告を行っていただくことも考えられる。

(8)現年課税化への移行に伴うコスト等

- ・ デジタル化によって事務負担の課題を解決していく方向は理解できるが、企業や自治体のコストや手間を考えると、少しずつ現年課税化に移行していくとコストが掛かるので、ある時点で一気に移行することが考えられる。
- ・ 短期的には事務負担が大きくなるが、長期的には、いかなる給与の変動にも対応できる税制を目指すということを国民的議論としていく必要がある。
- ・ 事業者、行政ともに新たな事務負担というものをどう考えていくのか、社会コストをどう考えるのかということと、現年課税化が社会全体の効率化にどれだけ意義があるのかということと、ほかの仕組みとの整合性や効率化を踏まえて検討していくべき。
- ・ 企業の給与システムの改修は移行における問題であるが、システム改修のコストが掛かっても、別の面で事務が簡素化・効率化されることによるメリットがあれば企業として特段不満はない。
- ・ マイナンバーとの連携が不可欠であると考えるが、現状ではマイナポータル開設は増えていない。データと紙の混在によって負担が増えないように、やるなら徹底的に電子化する必要がある。

(9)その他

- ・ 現年課税化の検討においても、公平性がキーワードであり、現年課税化への切り替えに必要なのは電子化である。働き方の多様化によって、転職する方、収入を複数持つ方も多く、電子化やマイナンバーの紐付けがより重要となる。
- ・ 年末調整の電子化が進んでも全てのことが早くなる訳ではなく、例えば、マイナポータルへ医療費関係データが入力される時期は2月中旬である。もともとタイトな期間に色々なことをやるのは難しいので全体的にスケジュールを後ろ倒しすべき。

5 今後の検討について

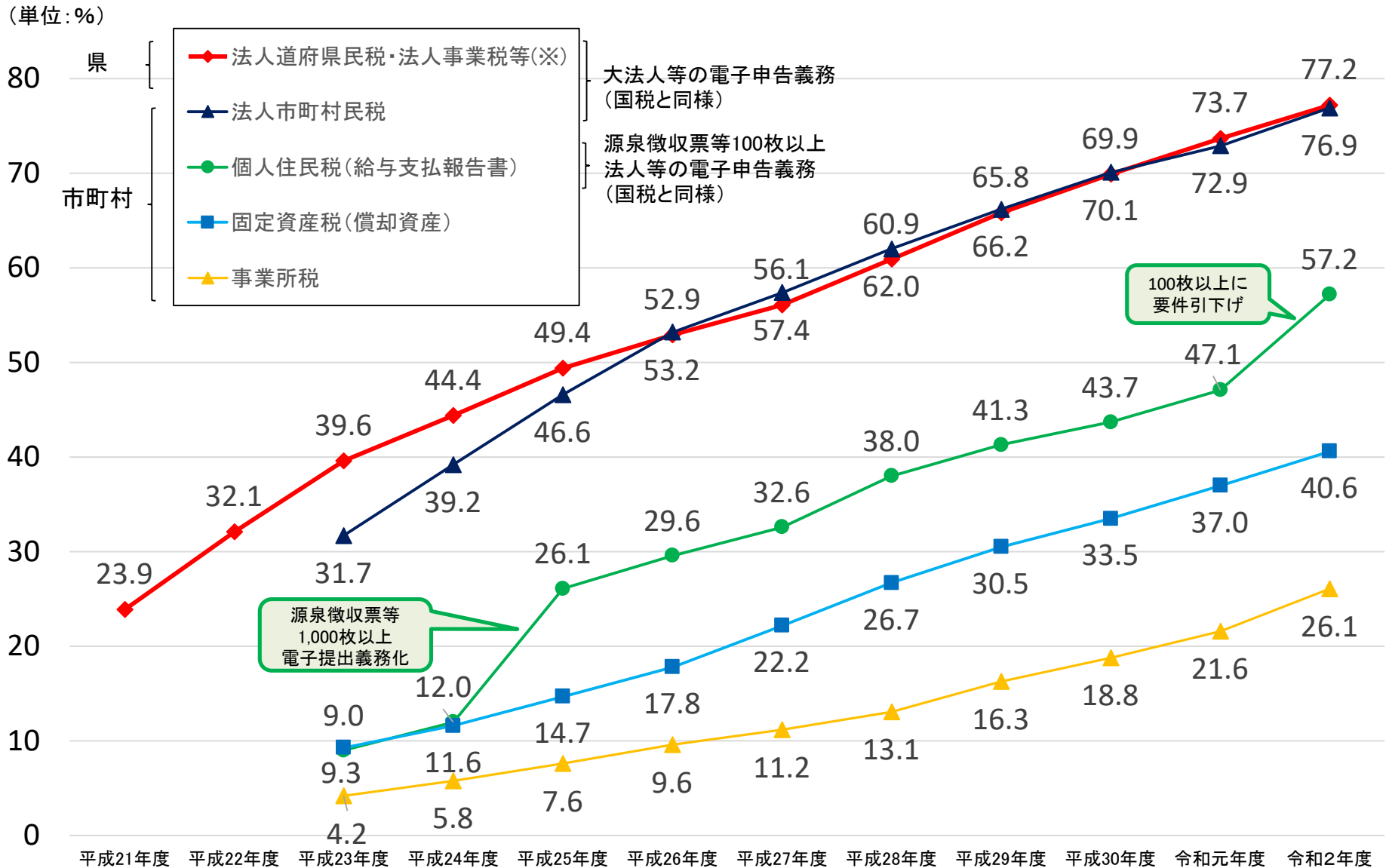
本検討会においては、これまでの検討会での議論を踏まえつつ、年末調整の電子化、地方税共通納税システムの活用、マイナンバーと個人口座の紐付けがそれぞれ実現したと仮定した場合の企業、市町村、納税義務者における現年課税化に向けた課題についての発表や議論が行われた。

議論の中で、地方税共通納税システムの導入により現年課税化の現実性が高まったという意見やマイナンバーと個人口座の紐付けによって市町村の還付事務の負担軽減が図られるといった意見があった一方で、デジタル化が進展してもなお、企業において新たに個人住民税の年末調整事務を行う場合の事務負担の増加を懸念する意見が少なくなかった。

これまで本検討会においては、様々な角度から個人住民税の現年課税化について議論を続けてきたところであるが、今後、より具体的な検討を進めるためには、現在、急速に進んでいる企業や市町村におけるデジタル化、マイナンバーカードの普及などについて一定の進捗が見られた機会を捉え、制度的・実務的な課題、企業や市町村におけるシステム改修の必要性等について議論を行うことが適当と考える。

また、その他の課題として、切替年度における納税義務者の税負担の課題についても引き続き留意すべきであり、納税義務者の税負担に大きく影響を与えることから、過去の本検討会における検討結果も踏まえて、十分な議論が必要である。

地方税の申告等に係るeLTAX利用率の推移



※地方法人特別税及び特別法人事業税を含む。

マイナンバーカードの申請・交付状況

- カード未取得者へのQRコード付き申請書の個別送付やマイナポイント事業の拡充等により、令和3年2月以降申請が急増し、令和3年7月31日時点で、申請数は約5,072万枚となった。
- また、交付数についても、市町村の交付体制の強化等により、約4,560万枚となり、引き続き普及促進に取り組む。

